

## スリナムの入国規制措置（12月6日更新）

12月6日、スリナム政府は、同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、米国及びオランダからスリナムへの渡航に際しては、渡航前の新型コロナウイルスワクチン完全接種が条件となります。

1 米国及びオランダからスリナムへの渡航は、ワクチン完全接種者のみ認める。渡航の際には、WHOが承認した新型コロナウイルスワクチンの完全接種証明書、スリナムへの出発48時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書の保持が必要となる。

2 渡航者は、スリナム到着3日後に、以下のいずれかの施設で、新型コロナウイルス抗原検査を受ける必要がある。

- (1) スリナム公衆衛生局
- (2) MeDiLab
- (3) Mylab
- (4) 大学病院
- (5) Health Control

3 スリナム出発の際には、新型コロナウイルス抗原検査結果（到着3日後に受けたもの）を入国管理局に提示する必要があり、同検査結果を提示することが出来ない場合には、100ユーロあるいは110米ドル、または同等のスリナムドルが罰金として課され、出国許可前に支払う必要がある。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

**【問い合わせ先】**在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868)628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。